

障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務
に係る企画提案募集要領

1 目的

この事業は「障がい児地域支援体制整備サポート業務」を実施することにより、県と市町の役割を整理するとともに、市町の体制整備への取組みを促進することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務

(2) 業務内容

令和7年度障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務仕様書（以下、仕様書）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

14,263,499円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- (5) 消費税および地方消費税の未納がないこと
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- (7) 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- (9) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和7年4月16日(水) 17時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「8 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書(様式第1号) (2) 企画提案参加資格誓約書(様式第2号) (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類(様式任意) (4) 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書(2か月以内に発行されたものに限る) (6) 申請日から2か月以内に発行された国税の納税証明書 (7) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (8) 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績(様式第3号) (9) 役員等名簿(様式第5号)
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(2) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年4月21日(月)までに通知する。

5 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票(様式第4号)により、令和7年4月16日(水)までに福井県障がい福祉課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和7年4月23日(水)までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

6 企画提案書の提出

① 提出期間	令和7年5月14日(水) 17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「8 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	企画提案書(A4サイズ、様式は任意(白黒、カラーどちらも可)) ※ 記載事項については別紙1「企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本6部(紙ベースで提出してください。)
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。

7 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務選定審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）による審査を実施する。なお、災害等不測の事態の発生等により書面審査となる可能性もある。プレゼンテーションを実施する日時および会場については、別途参加者に対し電子メールにより通知する。

(2) 審査方法

別表「企画提案書審査基準」に基づき、各審査委員の配点の合計点が最高点となった者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

8 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援室

電 話 0776-20-0338

F A X 0776-20-0639

電子メール syogai@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

(別表) 企画提案書審査基準

	評価項目	審査基準等
1	業務実施体制全般	受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保されているか。
		全体的な作業スケジュールは無理のない計画となっており、十分に実施可能であるか。
		責任者、役割分担等が具体的に示され、県の依頼に応じて即時の協議ができる体制となっているか。
2	調査内容	調査項目案がわかりやすく、見やすいものとなっているか。
		仕様書記載の調査項目の情報が全て盛り込まれているか。
		分析方法が具体的かつ論理的であり、本県の施策の検討につながる実効的な内容が示されているか。
		事業者独自の創意工夫による提案が行われているか。
3	実績	同種業務の経験や知見が豊富であり、本業務を確実に効果的に遂行する十分な実績を有しているか。
4	見積金額・経費	経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。
		複数事業者の提案がある場合、金額に優位性があるか。

(別紙1)

企画提案書記載項目

企画提案書には以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案の内容

仕様書及び評価基準を参考の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

(1) 実施方針

本業務実施にあたっての考え方や実施方針のポイント等を記載すること

(2) 業務内容

「令和7年度障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務仕様書」の4に記載する次の業務 についてわかりやすく具体的に記載すること。

(ア) 市町の地域支援体制に係る状況把握・分析

各市町における社会資源の整備状況や障がい児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、その調査結果を分析することにより、各地域における課題や傾向の整理を行い、課題解決のための提案を示す資料を作成すること。また、様々な工夫により実践されている地域の好事例等を収集し、各地域の支援体制の充実に活用できるように市町に対する情報提供資料を作成すること。

社会資源の整備状況把握については、以下の項目を入れる。

- ① 児童発達支援センターの中核機能の整備状況等
- ② 自治体内の複数の事業や機関における中核機能の面的整備状況
- ③ 相談支援、発達支援、家族支援の資源の状況
- ④ こどもの発達支援ニーズを把握する場の状況（例：乳幼児健診等での取り組み）
- ⑤ こどもの発達支援ニーズへの「気づき」の段階から相談支援、発達支援、家族支援へのつなぎ・情報共有の状況（発達支援や家族支援の入り口の相談機能の状況）
- ⑥ 地域における保育所・放課後児童クラブ等の一般施策での障がい児の受入体制の状況
- ⑦ 地域における保育所・放課後児童クラブ等の一般施策での障がい児の受入体制強化のための支援の状況
- ⑧ こどもの年齢による所属集団等が移行する際の「引継ぎ」状況
- ⑨ 医療的ケア児、重症心身障がい児、聴覚障がい児、視覚障がい児等の支援体制の整備状況
- ⑩ 地域における障がい児支援に係る研修（行政主催、事業所間、多分野の人材交流等）の実施状況
- ⑪ 障がい児支援に係る事業者や団体の支援のネットワークの状況
- ⑫ 市町内の母子保健、教育等、こども施策関係部署、障がい福祉の管轄部署間での連携状況
- ⑬ 上記の状況を踏まえた全地域及び管内各地域の傾向と課題

障がい児通所支援給付決定等の運用状況の把握については、以下の項目を入れる。

- ① 各自治体の給付決定のプロセスや基準の状況
- ② 給付決定日数の傾向と要因分析
- ③ セルフプラン率の傾向と要因分析
- ④ 給付決定日数と利用日数の差異と要因分析
- ⑤ モニタリング期間の傾向と要因分析
- ⑥ 給付決定において課題だと感じていること

(イ) 放課後等デイサービス実態調査

市町ごとに放課後等デイサービスにおける利用の需要と供給を把握し、その調査結果（ミスマッチ等）の分析を行うこと。また、放課後等デイサービスの実態（運営やサービス状況）と利用者の保護者ニーズを把握・分析することにより、当県における放課後等デイサービスの施策の提案や方向性を示すこと。

以下の項目を入れる。

- ① 利用者の障がいの程度
- ② 放課後等デイサービスの利用意向
- ③ 利用していない理由、利用できない理由
- ④ 現在の利用日数（週または月）
- ⑤ 利用日数の増減の意向

(3) 実施体制

事業実施に要する人員配置や役割分担について記載すること。

(4) 実績・その他

本業務と同種または類似の業務実績を記載すること。

2 業務委託見積書

当業務に係る所要経費を全て見積もること。また、委託契約全額を上限として、見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

3 事業実施のための組織体制

- (1) 責任者、各業務の担当者等の構成、人数、業務従事予定者の略歴（氏名・役職、本業務に関するこれまでの経験）等について体制図を用いて、責任者等を具体的に記載すること。
- (2) これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

4 事業スケジュール

契約からの全体スケジュールが分かるようにすること。